

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民と議会の関係（第5条）

第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係（第6条—第9条）

第4章 議員間討議の拡大及び政策討論会議（第10条・第11条）

第5章 委員会の活動（第12条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条—第17条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第18条—第20条）

第8章 最高規範性と見直し手続（第21条—第23条）

附則

地方議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員と市長とで構成された二元代表制のもと、緊張ある関係を保ちつつ、日本国憲法に定める地方自治の本来のあり方の実現を目指すものである。

地方分権において自治体の権限の拡充は進展してきたが、住民自治いわゆる身近な民主主義を実現するために、議事機関としての議会はこれまで以上にその責務を果たすことが求められている。

このため、山鹿市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、広域化した市域の課題の把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要がある。

これまで積み重ねてきた取組を確かなものとし、議会及び議員の使命、役割、責務を自覚しながら、より一層市民の負託に応え開かれた議会とすることを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制のもと、議会活動及び議員活動の充実と活性化のために必要な基本事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会活

動に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民生活の向上のため活動するものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催するものとする。

## 第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、本会議のほか、常任委員会を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、広く市民の意見を聴き、政策立案に反映させるよう努めなければならない。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、常任委員会で提案者の説明及び意見を聴く機会を設けることができる。

5 議会は、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上開催するものとする。

## 第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

第6条 議会審議において、議員と市長等執行機関の長は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準の向上及び市民への公開のため、市長に対し次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 山鹿市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。

#### 第4章 議員間討議の拡大及び政策討論会議

(議員間討議の拡大)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討議及び議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会議)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策討論会議を開催することができる。

#### 第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

#### 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策提言、政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議員は、資質並びに政策提言、政策立案等の能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(政務活動費)

第14条 議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言、政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の設置)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書及び資料の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第19条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他自治体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他自治体との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

第8章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第22条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して活動し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。